

本組合ニ

第十一條 本組合員ニシテ本組合ノ利益ニ害及スル者ハ本組合ニシテ其ノ職任ヲ停止スルコトヲ得

第十條 本組合員ハ本組合ノ利益ニ害及スル者ハ本組合ニシテ其ノ職任ヲ停止スルコトヲ得

第九條 本組合員ハ本組合ノ利益ニ害及スル者ハ本組合ニシテ其ノ職任ヲ停止スルコトヲ得

第八條 本組合員ハ本組合ノ利益ニ害及スル者ハ本組合ニシテ其ノ職任ヲ停止スルコトヲ得

第七條 本組合員ハ本組合ノ利益ニ害及スル者ハ本組合ニシテ其ノ職任ヲ停止スルコトヲ得

第六條 本組合員ハ本組合ノ利益ニ害及スル者ハ本組合ニシテ其ノ職任ヲ停止スルコトヲ得

財團法人協同會大阪支所

第五章 機關

第十二條 本組合ノ機關ヲ左ノ三種トス

大會 本部員會 常任本部員會

第十三條 大會ハ役員、常任本部員、支部長及ビ各支部選出ノ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回組合長之レヲ召集シ本組合

ノ重要事項ヲ協議決定ス

但シ本部員會又ハ組合員二分ノ一以上ノ請求アリタル場

合組合長ハ臨時大會ヲ召集スルコトヲ得

第十四條 本部員會ハ役員、常任本部員、本部員ヲ以テ組織シ組合

長之レヲ召集シ緊急事項ヲ協議決定ス

第十五條 常任本部員會ハ役員及常任本部員ヲ以テ組織シ大會及本

物員會ノ決議ヲ執行スル執行機關トス

第六章 役員

第十六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク